

訪問看護料金表 ＜医療保険＞

2024年6月更新

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

■訪問看護療養費

基本療養費Ⅰ（1日につき）	管理療養費（1日につき）	
イ. 看護師等（ハを除く）	1. 月の初日	7,670円
週3日目まで 5,550円	2. 月の2日目以降（1日につき）	3,000円
週4日目以降 6,550円		
ロ. 准看護師	情報提供療養費（月1回）	
週3日目まで 5,050円	1. 訪問看護情報提供療養費1	1,500円
週4日目以降 6,050円	2. 訪問看護情報提供療養費2	1,500円
ハ. 専門の研修を受けた看護師	3. 訪問看護情報提供療養費3	1,500円
12,850円		
ニ. 理学療法士等	ターミナルケア療養費	
5,550円	1. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円
	2. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円
基本療養費Ⅱ（1日につき）		
イ. 看護師等（ハを除く）		
(1) 同一日に2人		
① 週3日目まで 5,550円		
② 週4日目以降 6,550円		
(2) 同一日に3人以上		
① 週3日目まで 2,780円		
② 週4日目以降 3,280円		
ロ. 准看護師		
(1) 同一日に2人		
① 週3日目まで 5,050円		
② 週4日目以降 6,050円		
(2) 同一日に3人以上		
① 週3日目まで 2,530円		
② 週4日目以降 3,030円		
ハ. 専門の研修を受けた看護師		
12,850円		
ニ. 理学療法士等		
(1) 同一日に2人 5,550円		
(2) 同一日に3人以上 2,780円		
基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問）		
入院中1回。厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別管理加算の対象者は2回まで。	8,500円	

基本療養費Ⅱ：同一建物居住者で同一日複数者

■加算

サービス内容		利用料金	備 考
難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者
	1日3回以上	8,000円	
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日	利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医の指示により、計画外の訪問看護を行った場合。
	月15日目以降	2,000円/日	
長時間訪問看護加算		5,200円/週	1回の指定訪問の時間が90分を超えた場合（特別管理加算の対象者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者。別に厚生労働大臣が定める者の場合にあっては週3日まで。）
乳幼児加算		1,300円/日	6歳未満の乳幼児
		1,800円/日	6歳未満の乳幼児（※2）
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円/日	週1日まで（※2）
	准看護師	3,800円/日	週1日まで（※2）
	その他職員	3,000円/日	週3日まで（※1）
		3,000円/日	1日1回（※2）
		6,000円/日	1日2回（※2）
10,000円/日	1日3回以上（※2）		
夜間・早朝訪問看護加算		2,100円/日	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に訪問看護を行った場合。
深夜訪問看護加算		4,200円/日	深夜（22時～6時）に訪問看護を行った場合
24時間対応体制加算		6,520円/月	利用者又はその家族等に対して、当該基準に規定する24時間対応の体制にある場合（要契約）。
特別管理加算		5,000円/月	気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
		2,500円/月	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方
退院時共同指導加算		8,000円/回	退院（退所）後の在宅療養についての指導を入院（入所）先の施設の医師や看護職員等と共同で行った場合。利用者の状態に応じて月2回まで。
特別管理指導加算		2,000円	退院時共同指導加算を算定する特別管理加算の対象者
退院支援指導加算		6,000円	特別管理加算の対象者の退院日に、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合。
		8,400円	特別管理加算の対象者の退院日に、看護師等が在宅での療養上必要な指導を行った場合（※3）。
在宅患者連携指導加算		3,000円/月	月2回以上医療関係職種間で文書等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合。
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円/回	医療関係職種等でカンファレンスを行い、利用者又はその家族等に療養上必要な指導を行った場合（月2回まで）
訪問看護ベースアップ評価料（I）		780円/月	訪問看護ステーションが主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合。

- ※1 別に厚生労働大臣が定める場合を除く。
- ※2 別に厚生労働大臣が定める場合に限る。
- ※3 別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者。

<オプション料金> 上記料金表以外で実費となる場合

- * 交通費 . . . 30円/kmとして片道走行距離（四捨五入）を算定します。
- * 休日加算 . . . 休日の訪問看護に際し、30分毎に1,000円頂きます。
- * エンゼルケア料金（死後の処置料） . . . 15,000円
- * 保険対象外の訪問看護 . . .

30分まで	4,000円＋消費税
30分～60分	8,000円＋消費税
以降30分毎	2,000円＋消費税